

「2021 インプット完成講座」受講生の皆様へ

**ベーシックテキスト 訂正のお知らせ**

この度は弊社「2021 インプット完成講座」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

同講座で使用するベーシックテキストにおきまして、訂正のあることが発覚いたしました。つきましては、該当箇所について下記の通り訂正させていただきます。ご迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

徹底解析編 2021 ベーシックテキストV 民法 (CU21027)

訂正箇所	279 頁 ①成立要件 養親と養子の資格 上から 6 行目から
誤	<p>・・・一方、<u>養子となる者は、家庭裁判所に審判を請求する時点で、6歳に達していないことが必要である(民817の5本文)。ただし、その者が8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、審判請求時に6歳以上であっても、縁組は認められる(同但書)。</u></p>
正	<p>・・・一方、<u>養子となる者は、家庭裁判所に審判を請求する時点(民817の2)で、15歳に達している者は、養子となることができない(民817の5I前段)。また、特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者についても、同様である(同後段)。ただし、養子となる者が15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、15歳に達するまでに審判の請求(民817の2)がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、縁組は認められる(同II)。なお、養子となる者が15歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない(同III)。</u></p>
訂正箇所	281 頁 <まとめ 養子縁組と離縁> 1. 縁組 養子の資格 特別養子
誤	<p>原則 <u>6歳未満</u>                  例外 <u>8歳未満(6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた場合)</u></p>
正	<p>原則 <u>15歳未満</u>                  例外 <u>15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた場合において、15歳に達するまでに、審判の請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるとき。</u></p>

以上

(株) 東京リーガルマインド  
 コールセンター  
 0570-064-464  
 平日 09:30~20:00  
 土・祝 10:00~19:00  
 日 10:00~18:00



CU21251

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。  
 ※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)。